

# 防火対象物の用途による**特定用途**・非特定用途の分類

特定用途の防火対象物	防火管理者の選任義務 収容人員10人以上	(6)項	<input type="checkbox"/>	(1) 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）等 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害時支援施設、短期入所施設、共同生活援助施設（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）
		(16)項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部に(6)項口の用途部分を含むもの
		(16の2)項		地下街のうち、その一部に(6)項口の用途部分を含むもの
	防火管理者の選任義務 収容人員30人以上	(1)項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
			<input type="checkbox"/>	公会堂又は集会場
		(2)項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
			<input type="checkbox"/>	遊技場またはダンスホール
			ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等
		(3)項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
			<input type="checkbox"/>	飲食店
		(4)項		百貨店、マーケット、物品販売店舗又は展示場
		(5)項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
		(6)項	イ	病院、診療所、助産所
			ハ	(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（(6)項口(1)に掲げるものを除く。）、有料老人ホーム（(6)項口(1)に掲げるものを除く。）等 (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター等 (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、放課後等デイサービスを行う施設等 (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（(6)項口(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム等
			ニ	幼稚園、特別支援学校
		(9)項	イ	蒸気浴場、熱気浴場等
(16)項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が特定防火対象物の用途部分を含むもの（(6)項、(16の2)項を除く。）		
(16の2)項		地下街（その一部に(6)項口の用途部分を含むものを除く。）		
非特定用途の防火対象物	防火管理者の選任義務 収容人員50人以上	(5)項	<input type="checkbox"/>	寄宿舍、下宿又は共同住宅
		(7)項		学校
		(8)項		図書館、博物館、美術館等
		(9)項	<input type="checkbox"/>	公衆浴場（蒸気浴場、熱気浴場等は除く）
		(10)項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
		(11)項		神社、寺院、教会等
		(12)項	イ	工場又は作業場
			<input type="checkbox"/>	映画スタジオ、テレビスタジオ
		(13)項	イ	自動車車庫又は駐車場
			<input type="checkbox"/>	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
		(14)項		倉庫
		(15)項		前各項に該当しない事業場
		(16)項	<input type="checkbox"/>	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(17)項		重要文化財等		